

第 7 次山形県保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

医療法第 30 条の 6 の規定により、医療計画は 3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされており、令和 3 年度中に現行計画の中間見直しを実施するもの。（計画期間：平成 30 年度～令和 5 年度）

2 計画の位置付け及び計画期間

医療法第 30 条の 4 の規定により、都道府県が定める医療計画であり、本県の保健・医療に関する施策の基本指針となるもの。

計画期間は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間。

3 中間見直しの方向性

(1) 現行計画の主な記載事項

- 保健医療の現状（統計データ） ■ 基準病床数の算定
- 医療連携体制の整備
- 5 疾病・5 事業（※）及び在宅医療に係る目標

（※）5 疾病：①がん、②脳卒中、③心筋梗塞等の心血管疾患、④糖尿病、⑤精神疾患
5 事業：①小児医療、②周産期医療、③救急医療、④災害時医療、⑤へき地医療

- その他の医療機能の整備（難病、感染症対策 等）
- 保健医従事者の確保と資質の向上
- 保健・医療・福祉の総合的な取組

(2) 見直しの内容

厚生労働省の作成指針を踏まえ、主に 5 疾病・5 事業及び在宅医療に関する「指標」の見直しや「現状」の時点修正を行うほか、必要に応じて「課題」や「今後の施策」を見直す。

4 主な検討内容及び体制

見直しに当たっては各分野の関係協議会等において意見聴取等を行い、計画全体については県保健医療推進協議会で協議を進めることとし、医療審議会に諮問した上で、計画を決定する。（具体的な検討内容は別紙のとおり）

5 今後のスケジュールについて

資料 4 - 4 のとおり

第7次山形県保健医療計画の中間見直しにおける検討事項

資料4-2

5疾病・5事業及び在宅医療

| 項目 | 主な検討内容 | 検討体制 | 主担当課 |
|--|---|---|--|
| 第2部[各論] 第2章[疾病及び事業ごとの医療連携体制の整備] 第2節[地域における医療連携体制] | | | |
| 1 がん | ○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し ○健康やまがた安心プランとの整合性 | <意見聴取> 健康長寿推進協議会 | がん対策・健康長 寿日本一推進課 |
| 2 脳卒中 | ○国の医療計画作成指針等を踏まえた数値目標及び記載事項の見直し | <協議・検討> 健康長寿推進協議会 | |
| 3 心筋梗塞等の心血管疾患 | ○健康やまがた安心プラン「循環器病対策」(R3追加)との整合性 | | |
| 4 糖尿病 | ○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し ○健康やまがた安心プランとの整合性 | <意見聴取> 健康長寿推進協議会 | |
| 5 精神疾患 | ○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し ○山形県障がい福祉計画・山形県障がい児福祉計画(R3年度～)との整合性 | <意見聴取> 障がい者施策推進協 議会 | 障がい福祉課 |
| 6 小児救急を含む小児医療 | ○国の医療計画作成指針等を踏まえた記載事項等の見直し | <意見聴取> 地域保健医療協議会 (各圏域) | 医療政策課 消防救急課(救急 医療のうち救急隊 に関すること) |
| 7 周産期医療 | | | |
| 8 救急医療 | | | |
| 9 災害時における医療 | | | |
| 10 へき地の医療 | | <意見聴取> 地域医療対策協議会 | |
| 第3章[在宅医療の推進] 第1節、第2節 | | | |
| 1 在宅医療提供体制の整備 | ○国指針(指標例)の見直し等による数値目標及び記載事項の見直し ○在宅医療の需要量の再推計 | <協議・検討> 地域保健医療協議会 在宅医療専門部会 (各圏域) | 医療政策課 高齢者支援課 障がい福祉課 |
| 2 地域包括ケアシステムの構築 | ○訪問診療を実施する診療所・病院数の数値目標 ○やまがた長寿安心プラン(R3年度～)との整合性 | | |

第7次山形県保健医療計画の中間見直しにおける検討事項

5疾病・5事業以外の項目

| 項目 | 主な検討内容 | 検討体制 | 担当課 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|------------------|
| 第2部[各論] 第1章[県民の視点に立った医療提供体制の整備] 第3節 | | | |
| (新規) 外来医療計画 | ○山形県外来医療計画（R2年度～）の概要を追加 | <意見聴取> 地域医療構想調整会議（各圏域） | 医療政策課 |
| 第4章[その他の医療体制の整備] 第3節 | | | |
| 感染症対策の推進 | ○新型コロナウイルス感染症への対応に関すること | (要検討) | 新型コロナワクチン接種総合企画課 |
| 第5章[保健医療従事者の確保と資質の向上] | | | |
| 1 医師 | ○山形県医師確保計画（R2年度～）の概要を追加 | <意見聴取> 地域医療対策協議会 | 医療政策課 |
| 4 保健師、助産師、看護師等 | ○看護職員需給推計（R2.3月）を踏まえた数値目標及び記載事項の見直し | <意見聴取> 山形県看護師等確保推進会議 | |

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正の概要

資料4-3

5疾病

| 項目 | 国の指標例の見直し内容 | 検討内容 |
|-------------|---|-----------------------------|
| がん | ○現行の指標例を継続して使用 | 医療計画で掲げる目標が現状に合っているかの確認 |
| 脳卒中 | ○現行の指標例を継続して使用 | |
| 心筋梗塞等の心血管疾患 | | |
| 糖尿病 | ○糖尿病患者の新規下肢切断術の件数の追加 ○1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関数の追加 | 現状把握のため、医療計画に参考表として追加するかの検討 |
| 精神疾患 | ○依存症専門医療等機関（依存症専門医療等機関、依存症治療拠点機関）数の追加 ○摂食障害治療支援センター数の追加 ○てんかん診療拠点機関数の追加 ○精神科救急入院料を算定した病院数の追加 ○精神科救急医療施設（病院群輪番型、常時対応型）数、外来対応施設数及び身体合併症対応施設数の追加 ○精神科救急医療体制整備事業における受診件数の追加 ○精神科救急医療体制整備事業における入院件数の追加 ○地域平均生活日数へ変更 （現行）精神病床における退院後3・6・12ヶ月時点の再入院率 ○深夜・休日に初診後に精神科入院した病院数の削除 ○深夜・休日に初診後に精神科入院した患者数の削除 ○重点指標を各疾患の精神保健医療体制の高度化に資する指標及び拠点医療機関等の指標に変更 （現行）各疾患の入院及び外来診療している医療機関数 | |

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正の概要

5事業及び在宅医療

| 項目 | 国の指標例の見直し内容 | 検討内容 |
|-------------|--|-----------------------------|
| 小児救急を含む小児医療 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標として追加 ○小児の訪問診療を実施している診療所・病院数の追加 ○小児の訪問診療を受けた患者数の追加 ○小児の訪問看護利用者数の追加 | 現状把握のため、医療計画に参考表として追加するかを検討 |
| 周産期医療 | <ul style="list-style-type: none"> ○ハイリスク妊産婦連携指導料1・2届出医療機関数の追加 ○母体・新生児搬送数・都道府県内搬送率の取得方法の変更 ○母体・新生児搬送数のうち受入困難事例の件数の算出方法の変更 ○災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標化 (現行) 災害時小児周産期リエゾン認定者数 | |
| 救急医療 | <ul style="list-style-type: none"> ○救命救急センター充実段階評価にS評価を追加 ○地域で行われている多職種連携会議の開催回数追加 ○中核・高次の救急医療機関とその周辺の救急医療機関との間の病院間搬送件数の追加 ○救急車の受入件数の追加 ○救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送までに要した平均時間の追加 | |
| 災害時における医療 | <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数を追加 ○都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数を追加 ○「災害時の医療チーム等の受け入れを想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関(警察、消防)、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数」の指標に、関係機関として「保健所、市町村等」を追記 ○災害医療コーディネーター任命者数を追加 ○災害時小児周産期リエゾン任命者数を追加 ○災害拠点病院における業務継続計画(BCP)の策定率を指標から削除 | |
| へき地の医療 | <ul style="list-style-type: none"> ○へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合の追加 ○へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合の追加 | |
| 在宅医療提供体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○小児の訪問診療を実施している診療所・病院数の追加 ○訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数の追加 ○機能強化型の訪問看護ステーション数の追加 ○在宅で活動する栄養サポートチーム(NST)と連携する歯科医療機関数の追加 ○小児の訪問診療を受けた患者数の追加 ○小児の訪問看護利用者数の追加 ○歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数の追加 ○訪問口腔衛生指導を受けた患者数の追加 | 医療計画に指標として追加するかを検討 |

第7次 保健医療計画 中間見直しスケジュール

| 開催時期 | 県 | | 健康長寿推進協議会 〈脳卒中、心血管疾患〉 ※健康やまがた安心プラン「循環器病 対策推進計画」策定と同時進行 | 地域保健医療協議会 在宅医療専門部会（各圏域） 〈在宅医療〉 | 地域保健医療協議会 （各圏域） | 保健医療推進協議会 | 医療審議会 |
|------|-----------------------|---|---|--|---------------------|---|---|
| | 脳卒中、心血管疾患、 在宅医療 以外 | 脳卒中、心血管疾患、 在宅医療 | | | | | |
| R3年度 | 4月 | | | | | | |
| | 5月 | 【幹事会】5/27 （庁内関係課、各総合支庁関係課） ◆中間見直しの進め方について ◆骨子案または見直し案の作成依頼 | | | | | |
| | 6月 | ◆見直し案の取りまとめ | ◆骨子案の取りまとめ | | | | 【第1回開催】7/9 ◆中間見直しの進め方について ◆R2取組み報告（医療計画、医療費 適正化計画、アルコール計画） |
| | 7月 | ◆保健医療推進協議会 （主要メンバー）へ意見 照会 | | 【第1回開催】（分科会） ◆骨子の協議 | 【第1回開催】 ◆骨子の協議 | | |
| | 8月 | ◆関係協議会等へ意見 照会 | | | | 【第1回開催】 ◆骨子案について （脳卒中、心血管疾患、在宅医療） | |
| | 9月 | | | | | | ◆骨子案案について意見照会 （脳卒中、心血管疾患、在宅医療） ※取りまとめ後、調整 |
| | 10月 | | | 【第2回開催】（分科会） ◆計画素案の協議 | 【第2回開催】 ◆計画素案の協議 | | |
| | 11月 | | | 【第3回開催】（全体協議会） ◆計画案の協議 | | | |
| | 12月 | ◆見直し案の取りまとめ（計画全体） | | ◆12月議会 報告 （健康やまがた安心プラン「循環 器病対策推進計画」） | | 【第2回開催】（12月下旬） ◆計画案について（計画全体） | |
| | 1月 | ◆1月議会（閉会中）報告 | | | | | 【第2回開催】（1月上旬） ◆計画案について（計画全体） ◆地域医療構想の進捗状況 ◆総合確保基金事業の報告 |
| | 2月 | ◆パブリックコメントの実施 ◆関係団体、市町村等の意見聴取 | | | | | |
| | 3月 | | | | | | 【医療審議会】 ◆諮問・答申 |

※会議開催は新型コロナの発生状況を踏まえ、オンラインや書面による方式も活用する。